

【2】 その他住民税で控除されるもの

1 生命保険料控除	納税義務者本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族が一般の生命保険料や、個人年金を支払った場合の控除
2 損害保険料控除	損害保険会社等の火災保険、傷害保険、医療費用保険及び介護用保険等を支払った場合の控除
3 寄付金控除	都道府県、市町村若しくは特別区又は都道府県共同募金若しくは日本赤十字社の支部に対して寄付を行った場合の控除
4 社会保険料控除	納税義務者本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族が健康保険料、国民健康保険料、介護保険料、国民年金の保険料などを支払った場合の控除
5 小規模企業共済等掛金控除	納税義務者が中小企業事業団の行う共済契約に基づく掛金、心身障害者扶養制度の掛金及び確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金について支払った場合の控除
6 雑損控除	災害、盗難及び横領による損失があった場合の控除
7 医療費控除	本人又は生計を一にする配偶者や親族のために医療費を支払った場合の控除。医師、歯科医師に支払った診療費又は治療費、治療・療養のための薬代、入院費及び通院費。

【1】及び【2】の控除が適用されるには年齢、所得額、障害の等級等の条件があります。また、支払額証明書、医療費領収書等定められた資料の添付の必要があります。

【例】 収入5,000,000円、配偶者、扶養家族（一般扶養1人、特定扶養1人）の場合  
 (改正後) 住民税率10%、所得税率5%

	住 民 税	所 得 税	
所得	3,460,000円		
社会保険料控除	500,000円		
基礎控除	330,000円	380,000円	差額 33万円
配偶者・扶養控除	1,110,000円	1,390,000円	(前ページ表より)
課税所得	1,520,000円	1,190,000円	
算出税額	152,000円	59,500円	所得 - 控除額
税額控除前の合計	211,500円		税率をかける
人的控除額の差による 税額控除額	$330,000 \times 5\% = 16,500$ 円		人的控除の差額の5% を差し引く
税 額	135,500円	59,500円	
住民税と所得税の合計	195,000円		改正前後で同じ

(改正前) 課税所得の欄までは改正後と同じ 住民税率5%、所得税率10%

	住 民 税	所 得 税	
課税所得	1,520,000円	1,190,000円	
税 額	76,000円	119,000円	税率をかける
住民税と所得税の合計	195,000円		改正前後で同じ